

厚生労働省発 健 0 2 2 8 第 3 号

厚生労働省発雇児 0 2 2 8 第 2 号

厚生労働省発社援 0 2 2 8 第 12 号

厚生労働省発 老 0 2 2 8 第 1 号

平成 2 6 年 2 月 2 8 日

【平成 2 7 年 4 月 1 5 日一部改正】

【平成 2 7 年 6 月 2 3 日一部改正】

【平成 3 0 年 6 月 2 5 日一部改正】

【令和 3 年 6 月 2 2 日一部改正】

【令和 5 年 4 月 2 6 日一部改正】

福 島 県 知 事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の交付について

標記の国庫交付金の交付については、別紙「福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（厚生労働省）」により行うこととされ、平成 2 6 年 2 月 2 8 日から適用することとされたので通知する。

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（厚生労働省）

（通則）

第1条 福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日 府政防第217号、復本第269号、警察庁甲官発第55号、25文科政第89号、厚生労働省発会0228第2号、25食第198号、20140226財地第1号、国官会第2892号、原規監発第1402269号。以下「制度要綱」という。）第2に規定する福島再生加速化交付金のうち、帰還・移住等環境整備事業等の実施に要する経費に充てるため、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第34条第3項に基づく帰還・移住等環境整備交付金として国が交付する福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）のうち厚生労働大臣（以下「大臣」という。）を交付担当大臣（福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（平成26年2月28日 府政防第218号、復本第270号、25文科政第90号、厚生労働省発会0228第4号、25食第199号、20140226財地第2号、国官会第2893号、原規監発第14022610号。以下「実施要綱」という。）第4の3にいう「交付担当大臣」をいう。以下同じ。）とするもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、法、福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）、法第5条に規定する福島復興再生基本方針、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令及び関連通知並びに制度要綱及び実施要綱のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域における自主性を重んじた地域再生のための事業を促進させる支援策を講じることにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させることを目的とする。

（交付先）

第3条 交付金は、実施要綱第3に規定する帰還・移住等環境整備事業計画を作成する福島県又は避難指示・解除区域市町村等（避難指示・解除区域市町村（法第33条第1項に規定する「避難指示・解除区域市町村」をいう。）及び特定市町村（同項に規定する「特定市町村」をいう。）をいい、それらを構成団体とする一部事務組合

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項にいう一部事務組合をいう。)を含む。) (以下「福島県等」という。) に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象となる事業)

第4条 交付対象事業は、実施要綱別表1に掲げる交付対象事業(基幹事業及び効果促進事業等)のうち、大臣を交付担当大臣とする事業等とする。

2 前項に定める基幹事業は別添「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)による帰還・移住等環境整備事業等の実施について」(以下「厚生労働省実施要領」という。)に基づいて行うものとする。

(交付額)

第5条 大臣は、実施要綱第8により内閣総理大臣から移替えられた交付金について、実施要綱第7により福島県等に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。

2 交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、下記により算出された額とする。

① 交付額は、基幹事業に係る交付額と効果促進事業等に係る交付額の合計額とする。

② 基幹事業に係る交付額は、個別の基幹事業ごとに次の方法で算出した額の合計とする。ただし、個別の基幹事業ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

ア 厚生労働省実施要領に基づいて交付額を算出する。

イ 交付対象事業費のうち、アの額及び福島県等以外の者が負担する額を減じた額に二分の一を乗じた額を算出する。

ウ ア及びイの額を合計した額を算出額とする。

③ 効果促進事業等に係る交付額は、個別の効果促進事業等ごとに、次の方法で算出した額の合計とする。ただし、個別の効果促進事業等ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

交付対象事業費に0.8を乗じた額。

3 福島県等は、事業等を実施する場合において、交付対象事業の進捗の状況に遅れが生じた場合には、当該年度に実施した事業費の額を上限として、前項の規定により算出される各事業ごとの交付額を超えて、当該年度に交付された交付金の全て

を、当該事業に要する経費として充当することができるものとする。この場合、次年度以降の交付額の算定において調整するものとする。

ただし、事業完了時点において交付対象事業に充当した交付額の総額は、計画終了時点において交付対象事業の実施に要した事業費の実績額に対して、第1項の規定により算出される、交付額の総額を超えないものとする。

- 4 前項の規定による交付額の調整は、交付された金額から事業費の実績額に基づいて第2項の規定により算出される年度交付額を控除した額を次年度以降の年度交付額から控除することにより行うものとする。
- 5 個別の交付対象事業に用途を特定した寄付金その他の収入がある場合には、まず交付対象事業費以外の費用に充当されるものとみなし、充当してもなお残額がある場合には当該残額を「福島県等以外の者が負担する額」として取り扱うものとする。

(事前着手)

第6条 実施要綱第11の4の規定による交付決定前の着手の承認は、様式1により通知するものとする。

(交付申請手続)

第7条 交付金の交付の申請は、福島県等が様式2による交付申請書に関係書類を添えて、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して大臣に提出して行うものとする。

- 2 厚生労働省実施要領が別途必要な書類を定める場合には、前項の書類に併せてこれを提出するものとする。

(変更交付申請手続)

第8条 交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、福島県等が様式3による変更交付申請書に関係書類を添えて、内閣総理大臣を経由して大臣に提出して行うものとする。

- 2 第7条第2項の規定（厚生労働省実施要領の定めによる添付書類の提出）は、前項の手続に準用する。

(交付決定)

第9条 大臣は、第7条の規定による交付申請書又は第8条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式4（変更交付申請の場合にあっては様式5）による交付決定通知書（変更交付申請の場合にあっては変更交付決定通知書）を内閣総理大臣を経由して福島県等に送付するものとする。

(標準処理期間)

第10条 大臣は、第7条又は第8条に規定する申請書が大臣に到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定（第8条の場合にあっては変更交付決定）を行うものとする。

(交付の条件)

第11条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- ① 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受けなければならない。
- ② 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式6による事業遅延等報告書を内閣総理大臣を経由して大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- ③ 福島県等は、適正化法第12条の規定による遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、内閣総理大臣を経由し、速やかに状況報告書を提出するものとする。
- ④ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ⑤ 大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ⑥ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- ⑦ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに内閣総理大臣を経由して大臣に報告しなければならない。なお、大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ⑧ 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式7による調書を作成し、これを交付金の額の確定の日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ⑨ 交付対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを交付金の額の確定の日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認

を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ⑩ 福島県等は、交付対象事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付金の額の確定の日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ⑪ 福島県等は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- ⑫ 福島県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、①から⑦及び⑨(間接補助事業者が地方公共団体の場合は①から⑨)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「内閣総理大臣を経由して」との文言は削除するとともに、「大臣」とあるのは福島県等の長の名称に、「国庫」とあるのは福島県等の名称に読み替えるものとする。ただし、④中「大臣が別に定める」とあるのは「厚生労働大臣が別に定める」と読み替えるものとする。
また、間接補助事業者が地方公共団体でない場合は、④中「単価50万円以上」とあるのは「単価30万円以上」と読み替えるものとする。
- ⑬ ⑪により付した条件に基づき福島県等の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- ⑭ 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第12条 福島県等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で内閣総理大臣を経由して大臣に申し出なければならない。

(交付金の支払)

第13条 交付金の支払は、原則として支払うべき額を確定した後、福島県等が内閣総理大臣を経由して(ただし、支出に関する事務を都道府県において行うこととされている場合を除く。)厚生労働省支出官に提出する請求書(様式8)に基づいて行う。

2 大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

福島県等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣協議終了後、内閣総理大臣を経由して(ただし、支出に関する事務を都道府県において行うこととされている場合を除く。)厚生労働省支出官に概算払請求書(様式8)を提出しなければならない。

- 3 厚生労働省支出官は、前二項の規定により適正な請求書を受理した後、速やかに請求のあった交付金を支払うものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第 14 条 大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、福島県等に対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 大臣は、福島県等が前項の命令に違反したときは、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 15 条 福島県等は、適正化法第 14 条の規定による実績報告については、交付決定に係る全ての交付対象事業が完了した日（第 11 条により交付対象事業の全ての廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣を経由し、大臣に実績報告書（様式 9）を提出して行うものとする。

- 2 交付金の全額について既に国から概算払を受けている場合には、前項の「翌年度の 4 月 10 日」とあるのは、「翌年度の 5 月 30 日」と読み替えて適用するものとする。
- 3 適正化法第 14 条後段の規定による実績報告（交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合の実績報告）を行う場合は、第 1 項の規定に関わらず、翌年度の 4 月 30 日までに内閣総理大臣を経由し、大臣に実績報告書（様式 10）を提出して行うものとする。この場合において、福島県等は交付対象事業が完了した際、第 1 項の規定に基づき、改めて大臣に実績報告書を提出しなければならない。
- 4 第 7 条第 2 項の規定（厚生労働省実施要領の定めによる添付書類の提出）は、第 1 項の手續に準用する。

(交付金額の確定等)

第 16 条 大臣は、適正化法第 15 条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付額確定通知書（様式 11）を内閣総理大臣を経由して福島県等に通知するものとする。

- 2 前条第 3 項による実績報告（交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合の実績報告）については、当該年度について一部精算払の必要がない限り、前項の規定は適用しない。

(是正のための措置)

第17条 大臣は、第15条の規定に基づき報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを福島県等に対して命ずることができる。

(交付金の返還)

第18条 大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(交付対象事業の検査等)

第19条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、福島県等に対して報告をさせ、又は厚生労働省職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(指導監督交付金の交付)

第20条 大臣は、実施要綱第15の規定に基づき、福島県が域内の帰還・移住等環境整備事業等の適正な執行を図るため、国との連絡及び域内の避難指示・解除区域市町村等に対して行う指導、連絡、調査、検査等の事務に要する経費に対して、内閣総理大臣から福島県に通知された交付可能額の範囲で指導監督交付金を交付することができる。

- 2 指導監督交付金の対象経費は、別表のとおりとする。
- 3 指導監督交付金の交付額は、内閣総理大臣から福島県に通知された交付可能額と、対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額（千円未満切捨て）とする。
- 4 福島県が指導監督交付金の交付を受けようとする場合は、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備（指導監督交付金））交付申請書（様式12）に必要な書類を添付して内閣総理大臣を経由し、大臣に提出するものとする。
- 5 交付決定を受けた指導監督交付金について、交付決定の内容を変更しようとするときには、内閣総理大臣を経由し、大臣に福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備（指導監督交付金））変更交付申請書（様式13）を提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 大臣は、第4項の規定による交付申請書又は前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式14（変更交付申請の場合にあっては様式15）による交付決定通知書（変更交付申請の場合にあっては変更交付決定通知書）を内閣総理大臣を経由して福島県に送付するものとする。

- 7 大臣は、第4項又は第5項に規定する申請書が大臣に到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定（第5項の場合にあっては変更交付決定）を行うものとする。
- 8 福島県は、適正化法第14条の規定による実績報告については、交付決定に係る事務が完了した日（事務の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣を経由し、大臣に実績報告書（様式16）を提出して行うものとする。
- 9 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る事務の成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付額確定通知書（様式17）を内閣総理大臣を経由して福島県に通知するものとする。
- 10 第11条（交付の条件）の①から⑨、第12条（申請の取下げ）、第13条（交付金の支払）、第14条（交付事業の遂行等の命令）、第17条（是正のための措置）、第18条（交付金の返還）、第19条（交付対象事業の検査等）の規定については、指導監督交付金の手続きについて準用する。この場合において、「福島県等」とあるのは「福島県」と、「交付対象事業」とあるのは「事務」と読み替えるものとする。

（その他）

- 第21条 特別の事情により第7条、第8条、第15条等に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受け、その定めるところによるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表 指導監督交付金の対象経費

費目	細目	説明
人件費	給料 職員手当 共済費	交付対象事業を実施する避難指示・解除区域市町村等に対する指導監督事務に直接従事する定数職員（地方公務員法第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び福島県が負担する共済組合負担金並びに保険料（本費目から給与が支弁される者に限る。）とする。
旅費	旅費	交付対象事業を実施する避難指示・解除区域市町村等に対する指導監督事務の実施のため直接必要な普通旅費及び日額旅費とする。
庁費	賃金 共済費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	交付対象事業を実施する避難指示・解除区域市町村等に対する指導監督事務の実施のため直接必要な本庁の庁費（消耗品費、賃金（保険料を含む。）、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、食糧費（指導監督事務の遂行上特に必要な場合で、出先を含む。）、備品購入費（指導監督事務の実施に直接必要な備品に限る。）、修繕費（前記備品購入費による備品の修繕に限る。））とする。

(様式1 交付決定前着手承認通知書(第6条関係))

厚生労働省発□XXXX第○号

(元号) 年度福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)
交付決定前着手承認通知書

福島県等の名称
福島県等の長の職名及び氏名

(元号) 年 月 日(申請書の文書番号を記載)で申請のあった帰還・移住等環境整備事業計画に基づく事業については、交付金交付決定前に着手することを承認したので通知する。

(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○

(様式2 交付申請書(第7条関係))

(文書番号)
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

福島県等の名称
福島県等の長の職名及び氏名

(元号) 年度福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付申請書

福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的 帰還・移住等環境整備事業計画記載の基幹事業及び効果促進事業等を実施するため

2 交付申請額 金 千円

3 添付書類

①交付申請額内訳(様式2別紙)

②帰還・移住等環境整備事業計画の写し

③歳入歳出予算(見込)書抄本

様式2別紙 交付申請額内訳 (第7条関係)

交付申請額内訳													
福島県等の名称													
事業番号 (補選・移住等環境整備事業計画記載の事業番号)					事業名	基本 国費率	交付対象事業費	うち、福島県等 以外の者が負担 する額を減じた 額	うち、交付金交付額 基幹事業の場合 $d=a \times b + (c-a \times b) / 2$ 効果促進事業等の場合 $d=0.8b$	年度間調整によ る要減算額 (国費分)	調整後交付金 所要額	配分計画額	交付申請額 (fとgのいずれか低 い額)
事業 区分	事業 種別	事業 番号	補選 番号	移住等 環境整備 事業番号	a	b	c	d	e	f=d-e	g	h	
(1)	2	3			1/3	100,000,000	66,666,000	49,999,667		49,999,667	49,999,000	49,999,000	
◆	(1)	2	3	1		5,000,000	5,000,000	4,000,000		4,000,000	4,000,000	4,000,000	
								0		0	0	0	
								0		0	0	0	
								0		0	0	0	
								0		0	0	0	
								0		0	0	0	
								0		0	0	0	
						105,000,000	71,666,000	53,999,667	0	53,999,667	53,999,000	53,999,000	

(様式3 変更交付申請書(第8条関係))

(文書番号)
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

福島県等の名称
福島県等の長の職名及び氏名

(元号) 年度福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)変更交付申請書

(元号) 年 月 日厚生労働省発□XXXX第○号をもって交付の決定を受けた福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)について、次のとおり交付決定の変更を申請する。

記

- 1 変更後交付申請額 金 円
(既交付決定額からの増(△)減額 金 円)
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 添付書類

- ①変更交付申請額内訳(様式3別紙)
- ②帰還・移住等環境整備事業計画の写し
- ③歳入歳出予算(見込)書抄本
- ④その他参考となる書類

(様式4 交付決定通知書(第9条関係))

厚生労働省発□XXXX第○号

(元号) 年度福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付決定通知書

福島県等の名称

(元号) 年 月 日(申請書の文書番号を記載)で交付申請のあった(元号)年度福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○

- 1 交付金の交付の対象となる事業及び事務(以下「事業等」という)は、平成26年2月28日厚生労働省発健0228第3号、厚生労働省発雇児0228第2号、厚生労働省発社援0228第12号、厚生労働省発老0228第1号厚生労働事務次官通知の別紙「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付要綱(厚生労働省)」(以下「交付要綱」という)の第4条第1項に定める事業等であり、その内容は(元号) 年 月 日(申請書の文書番号を記載)交付申請書記載のとおりである。
- 2 交付金の額は金 円とし、各事業等ごとの交付金の額は、次のとおりとする。ただし、事業等の内容が変更された場合において、交付金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとする。

事業番号	事業名	交付金の額(千円)

- 3 交付金の額の確定は、交付要綱第5条に定める算定方法により行うものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第11条に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業等に係る事業実績報告は、交付要綱第15条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付要綱第12条の規定による。

(様式5 変更交付決定通知書 (第9条関係))

厚生労働省発□XXXX第○号

(元号) 年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) 変更交付決定通知書

福島県等の名称

(元号) 年 月 日厚生労働省発□XXXX第○号をもって交付決定した
(元号) 年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) については、(元号)
年 月 日 (申請書の文書番号を記載) 変更交付申請に基づき、交付決定の内容の
一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○

1 交付金の交付の対象となる事業及び事務 (以下「事業等」という) は、平成26年
2月28日厚生労働省発健0228第3号、厚生労働省発雇児0228第2号、厚生
労働省発社援0228第12号、厚生労働省発老0228第1号厚生労働事務次官通
知の別紙「福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) 交付要綱 (厚生労働省)」
(以下「交付要綱」という) の第4条第1項に定める事業等であり、その内容は (元
号) 年 月 日 (申請書の文書番号を記載) 変更交付申請書記載のとおりで
ある。

2 交付金の額は金 円 (うち今回増 (減) 額金 円) とし、
各事業等ごとの交付金の額は、次のとおりとする。ただし、事業等の内容が変更され
た場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるもの
とする。

事業番号	事業名	(うち今回増 (減)額) 交付金の額 (千 円)

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の
執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第9条1項の規定による申請
の取下げをすることができる期限は、交付要綱第12条の規定による。

(様式6 事業遅延等報告書(第11条②号関係))

(文書番号)

(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

福島県等の名称

福島県等の長の職名及び氏名

(元号) 年福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)事業遅延等報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発○XXXX第○号をもって交付決定の通知を受けた標記のことについて、(いずれか不要な記載は削除すること){交付対象事業が予定の期間内に完了しない・交付対象事業の遂行が困難となった}ため、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

事業番号	事業名	当初の完了 予定年月日	変更後完了 予定年月日
12-3-456	(例) ○○施設整備に伴う△の設備の 整備事業	(元号) . 3. 31	(元号) . 3. 31

※件数が多い場合には事業名の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙作成の上添付すること

※交付対象事業の遂行が困難となった場合には、「変更後完了予定年月日」の欄に「遂行困難」と記載

事業遅延の理由について、遅延理由書(任意様式)を作成して添付して下さい。

(様式7 福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)調書(第11条⑧号関係))

(元号) 年度福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)調書

(元号) 年度 厚生労働省所管

福島県等の名称:

(単位:円)

国		福島県等								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		
						うち交付金相当額	うち交付金相当額	うち交付金相当額	うち交付金相当額	
(項)原子力災害復興再生支援事業費										
(目)福島再生加速化交付金										

- (注) 1 「福島県等」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」は参考となるべき事項を適宜記入すること。

(様式8 請求書 (第13条関係))

(文書番号)

(元号) 年 月 日

厚生労働省 支出官 殿

福島県等の名称
福島県等の長の職名及び氏名

(元号) 年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

(いずれか不要な記載を削除)
(精算払・概算払) 支払請求書

(元号) 年 月 日厚生労働省発□XXXX第○号をもって交付決定の通知を受けた(元号) 年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) の支払を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

交付決定額	受入済額		今回請求額		受入未済額 又は不用額		全体事業完了 予定年月日	備考
円	円	%	円	%	円	%		
					0			

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号、名義及びふりがな

金融機関名		金融機関番号	
支店名		支店番号	
預金の種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

(様式9 実績報告書(第15条関係 事業完了用))

(文書番号)
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

福島県等の名称
福島県等の長の職名及び氏名

(元号) 年福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実績報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発□XXXX第○号をもって交付決定の通知を受けた標記のことについて、事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

1 交付金精算額等

(単位:千円)

交付金精算額 (A, Bの少ない方の額)	
A. 年度調整後交付金所要額 (様式9別紙のj欄の合計を記載)	B. 交付決定額
C. 交付金受入済額 (様式9別紙のk欄の合計を記載)	D. 差引過(▲)不足額 (様式9別紙の1欄の合計を記載)

2 添付書類

- ①実績報告額内訳書(様式9別紙)
- ②歳入歳出決算(見込)書抄本
- ③その他参考となる書類

(様式 10 実績報告書 (第 15 条関係 会計年度終了時用))

(文 書 番 号)
(元号) 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

福 島 県 等 の 名 称
福島県等の長の職名及び氏名

(元号) 年福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) 会計年度終了時実績
報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発口XXXX第〇号をもって交付決定の通知
を受けた標記のことについて、国の会計年度が終了したので、関係書類を添えて次のと
おり報告する。

記

1 交付金所要額等

(単位：千円)

A. 交付決定額	B. 年度調整後交付金所要額 (様式 10 別紙の j 欄の合計を記 載)
C. 翌年度繰越額 (様式 10 別紙の k 欄の合計を記 載)	D. 当年度不用額 (A - B - C の額を記載)

2 添付書類

- ①実績報告額内訳書 (様式 10 別紙)
- ②歳入歳出決算 (見込) 書抄本
- ③その他参考となる書類

(様式 11 交付額確定通知書 (第 16 条関係))

厚生労働省発□X X X X第○号

(元号) 年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) 交付額確定通知書

福島県等の名称

(元号) 年 月 日厚生労働省発□X X X X第○号で交付決定した福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) については、(元号) 年 月 日 (申請書の文書番号を記載) 実績報告に基づき、交付額を金〇〇円に確定したので通知する。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金〇〇円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 18 条第 2 項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ずる。

(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○

(様式 12 指導監督交付金交付申請書 (第 20 条第 4 項関係))

(文 書 番 号)
(元号) 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

福 島 県
福島県知事 ○○○○

(元号) 年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備
(指導監督交付金)) 交付申請書

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) に係る避難指示・解除区域市町村等
に対する指導監督事務に要する費用について、指導監督交付金の交付を受けたいので、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 5 条の
規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

(単位: 千円、%)

指導監督の対象		対象経費支 出予定額	交付可能額 として通知 された額	交付申請額 (B と C のい ずれか少な い額)	D/A
避難指 示・解除 区域市町 村等の数	交付決定の 額				
	(A)	(B)	(C)	(D)	
○市 ○町 ○村					

指導監督の対象となる事業

	水道施設整備事業		社会福祉施設等施設整備事業
	保健衛生施設等施設・設備整備事業		介護基盤復興まちづくり整備事業
	被災者生活支援事業		介護基盤の緊急整備特別対策事業
	地域介護・福祉空間整備等施設整備事 業		定期借地権利用による整備促進特別対 策事業
	地域介護・福祉空間整備推進事業		施設開設準備経費助成特別対策事業

交付金算定の対象とする事業について○印

※この様式に、対象経費の費目の区分ごとの内訳がわかる書類を添付してください。

(様式 13 指導監督交付金変更交付申請書 (第 20 条第 5 項関係))

(文 書 番 号)
(元号) 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

福 島 県
福島県知事 ○○○○

(元号) 年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備
(指導監督交付金)) 変更交付申請書

(元号) 年 月 日厚生労働省発□XXXX第○号をもって交付の決定を受けた(元号) 年度福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備(指導監督交付金))
について、次のとおり交付決定の変更を申請する。

記

(単位：千円、%)

	指導監督の対象		対象経費 支出予定 額 (B)	交付可能 額として 通知され た額 (C)	交付申請 額 (BとCの いずれか 少ない額) (D)	D/A
	避難指 示・解除 区域市町 村等の数	交付決定の 額 (A)				
変更 前	○市 ○町 ○村					
変更 後	○市 ○町 ○村					

指導監督の対象となる事業

水道施設整備事業	社会福祉施設等施設整備事業
保健衛生施設等施設・設備整備事業	介護基盤復興まちづくり整備事業
被災者生活支援事業	介護基盤の緊急整備特別対策事業
地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	定期借地権利用による整備促進特別対策事業
地域介護・福祉空間整備推進事業	施設開設準備経費助成特別対策事業

交付金算定の対象とする事業について○印 (変更後の内容で記載)

※この様式に、指導監督交付金の費目の区分ごとの内訳がわかる書類を添付してください。

(様式 14 指導監督交付金交付決定通知書 (第 20 条第 6 項関係))

厚生労働省発□ X X X X 第○号

(元号) 年度福島再生加速化交付金
(帰還・移住等環境整備 (指導監督交付金)) 交付決定通知書

福 島 県

(元号) 年 月 日 (申請書の文書番号を記載) で交付申請のあった(元号)年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備 (指導監督交付金)) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○

- 1 交付金の交付の対象となる事務 (以下「事務」という) は、平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省発健 0 2 2 8 第 3 号、厚生労働省発雇児 0 2 2 8 第 2 号、厚生労働省発社援 0 2 2 8 第 1 2 号、厚生労働省発老 0 2 2 8 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) 交付要綱 (厚生労働省)」 (以下「交付要綱」という) の第 4 条第 1 項に定める事業等に係る避難指示・解除区域市町村等に対する指導監督事務であり、その内容は (元号) 年 月 日 (申請書の文書番号を記載) 交付申請書記載のとおりである。
- 2 交付金の額は金 円とする。ただし、事業等の内容が変更された場合において、交付金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとする。
- 3 交付金の額の確定は、交付要綱第 20 条第 3 項に定める算定方法により行うものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第 20 条第 10 項に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業等に係る事業実績報告は、交付要綱第 20 条第 8 項に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付要綱第 20 条第 10 項の規定による。

(様式 15 指導監督交付金変更交付決定通知書 (第 20 条第 6 項関係))

厚生労働省発□ X X X X 第○号

(元号) 年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備 (指導監督交付金)) 変更交付決定通知書

福 島 県

(元号) 年 月 日厚生労働省発□ X X X X 第○号をもって交付決定した
(元号) 年度福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備 (指導監督交付金))
については、(元号) 年 月 日 (申請書の文書番号を記載) 変更交付申請に
基づき、交付決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○

- 1 交付金の交付の対象となる事務 (以下「事務」という) は、平成 26 年 2 月 28 日
厚生労働省発健 0 2 2 8 第 3 号、厚生労働省発雇児 0 2 2 8 第 2 号、厚生労働省発社
援 0 2 2 8 第 1 2 号、厚生労働省発老 0 2 2 8 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙
「福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) 交付要綱 (厚生労働省)」 (以下「交
付要綱」という) の第 4 条第 1 項に定める事業等に係る避難指示・解除区域市町村等
に対する指導監督事務であり、その内容は (元号) 年 月 日 (申請書の文
書番号を記載) 変更交付申請書記載のとおりである。
- 2 交付金の額は金 円 (うち今回増 (減) 額金 円) とする。
ただし、事業等の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、
別に通知するところによるものとする。
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の
執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 9 条第 1 項の規定による申
請の取下げをすることができる期限は、交付要綱第 20 条第 10 項の規定による。

(様式 16 指導監督交付金実績報告書 (第 20 条第 8 項関係))

(文 書 番 号)

(元号) 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

福 島 県

福島県知事 ○○○○

(元号) 年福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備 (指導監督交付金)) 実績報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発○XXXX第○号をもって交付決定の通知を受けた標記のことについて、事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

1 交付金精算額等

区 分	指導監督の 対象となる 避難指示・解 除 区域市町村等 の数	避難指示・解 除区域市町村 等 交 付 決 定 額 (千円)	人 件 費	旅 費	庁 費	交付金所要額 (計) (円)	交付金精算額 (実績額計と 交付決定額計 のいずれか少 ない額) ※千円未満切 捨 (円)	交 付 金 受 入 済 額 (円)	差 引 過(▲)不足額 (交付金受入 済額-交付金 精算額) (円)
			(円)	(円)	(円)				
交 付 決 定									
実 績									
差引増(▲)減									

2 添付書類

歳入歳出決算 (見込) 書抄本

※「避難指示・解除区域市町村等交付決定額」の欄は、当該年度の指導監督の対象となる事業を実施した避難指示・解除区域市町村等の交付決定額の合計を記載すること。

※不用額が生じた場合は、理由書（様式任意）を添付すること。

(様式 17 指導監督交付金交付額確定通知書 (第 20 条第 9 項関係))

厚生労働省発□X X X X第○号

(元号) 年度福島再生加速化交付金
(帰還・移住等環境整備 (指導監督交付金)) 交付額確定通知書

福 島 県

(元号) 年 月 日厚生労働省発□X X X X第○号で交付決定した福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備 (指導監督交付金)) については、(元号) 年 月 日 (申請書の文書番号を記載) 実績報告に基づき、交付額を金〇〇円に確定したので通知する。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金〇〇円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 18 条第 2 項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ずる。

(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）による帰還・移住等環境整備事業等の実施について（厚生労働省実施要領）

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（厚生労働省）（以下単に「交付要綱」という）第4条に規定する交付対象事業の細目及び交付要綱第5条第2項②号に規定する基幹事業に係る厚生労働省実施要領に基づく交付額の算出方法（基本国費率に係る分の算出方法）については、別記1から別記10の定めるところによる。

生活環境向上対策	水道施設整備事業	別記1
健康管理・健康不安対策	保健衛生施設等施設・設備整備事業	別記2
	被災者生活支援事業	別記3
社会福祉施設整備	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	別記4
	地域介護・福祉空間整備推進事業	別記5
	社会福祉施設等施設整備事業	別記6
	介護基盤復興まちづくり整備事業	別記7
	介護基盤の緊急整備特別対策事業	別記8
	定期借地権利用による整備促進特別対策事業	別記9
	施設開設準備経費助成特別対策事業	別記10

水道施設整備事業

(水道施設整備事業の内容)

第1 水道施設整備事業の対象事業は、帰還・移住等環境整備事業計画に基づいて福島県又は市町村（一部事務組合を含む。）が行う、水道施設の整備に必要な事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を福島県又は市町村が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）（以下「交付対象事業」という。）であって、交付対象施設は別表第1のとおりとする。

(交付対象事業費)

第2 交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、別表第2に定める算定基準により、それぞれ算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。

2 PFI事業の実支出額は、別表第1の第2欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用（施設の維持・管理費用及び金利分を除く。）とする。

(交付額の算定方法)

第3 交付額は、交付対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の抛出又はこれに準ずる抛出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「交付基本額」という。）に、別表第1の第3欄に掲げる基本国費率を乗じて得た額とする。

(交付の条件)

第4 交付対象事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業計画の変更

交付対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の中止又は廃止

交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告

し、その指示を受けなければならない。

(3) 状況報告

厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告させ、又は検査を行うことができる。

(4) 事業の経理

交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(5) 財産処分の制限

ア 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であってその単価が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

イ 厚生労働大臣の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 財産の管理及び運営

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

別表第1

1. 区分	2. 交付対象施設	3. 基本国費率
水道施設整備事業	<p>1. 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費</p> <p>(1) 井戸、集水埋きょ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設</p> <p>(2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設</p> <p>(3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設</p> <p>(4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設</p> <p>(5) 飲料水供給施設にあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であつて屋外に新設する部分。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 給水栓</p> <p>イ 立上り管</p> <p>2. 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。</p> <p>(1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他維持管理に必要な施設</p> <p>(2) 給水装置</p>	1 / 3

別表第2

(1) 直営施工の場合

1 費目	2 種目	3 細分	4 算定方法	5 説明
工事費	本工事費	材料費	別に定める主要資材単価表を標準とすること。	<p>1 「本工事費」とは、次の額の合計額をいう。</p> <p>(1) 当該施設の工事の施工に直接必要な材料費、労務費、その他当該工事を施工するに直接必要とする経費（特許権使用料、水道・光熱・電力料）の合計額</p>

	附帯工事費	労務費	別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。	<p>(2) 当該施設の工事の施工に間接的に必要な経費（運搬費、準備費、仮設費、安全費、役務費、環境対策費）の合計額</p> <p>(3) 補助事業者が直接支弁する、当該本工事費から賃金の支弁される労働者に係る労働者災害補償保険料、失業保険料、厚生年金保険料、健康保険料及び建設業退職金共済組合掛金等の関係各法令に定められた額の合計額</p>
		保険料	補助事業者が直接支弁する、当該本工事費から賃金の支弁される労働者に係る労働者保険料であって、関係各法令に定められた額の合計額とする。	
		その他の諸費	<p>材料費、労務費及び保険料以外の経費で本工事に要する諸掛りの費用（特許権使用料、水道・光熱・電力料、運搬費、準備費、仮設費、安全費、役務費、環境対策費）の適正な実支出額とする。</p> <p>本工事費の算定方法に準じて算定する。</p>	
用地費及び補償費	<p>用地取得費</p> <p>用地使用費</p> <p>補償費</p>	適正な実支出額とする。	<p>2 「附帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な附帯工事に要する費用をいう。</p> <p>3 「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得又は賃借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は賃借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。</p>	
調査費		適正な実支出額（用地費及び補		

<p>機械器具費</p>	<p>償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。)とする。</p> <p>適正な実支出額とする。</p>	<p>4 「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。</p> <p>5 「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。</p>
<p>営繕費</p>	<p>当該直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この項において「工事費」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、第2号から第4号までの場合において、それぞれ算出される額が、それぞれの号の前号において算出される額の最高額に満たないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が1,000万円以下の場合 1,000分の50</p> <p>(2) 工事費が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 1,000分の40</p> <p>(3) 工事費が3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 1,000分の30</p> <p>(4) 工事費が10,000万円をこえる場合 1,000分の20</p>	<p>6 「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。</p>
<p>工事雑費</p>	<p>直営施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に1,000分の40を乗じ</p>	<p>7 「工事雑費」とは、補助事業者</p>

事務費		<p>て得た額の範囲とする。</p> <p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、第2号から第5号の場合において、それぞれの号の前号において算出される最高額に満たないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 1,000万円以下の場合 1,000分の45</p> <p>(2) 工事費が 1,000万円をこえ 3,000万円以下の場合 1,000分の25</p> <p>(3) 工事費が 3,000万円をこえ 30,000万円以下の場合 1,000分の20</p> <p>(4) 工事費が30,000万円をこえ 50,000万円以下の場合 1,000分の15</p> <p>(5) 工事費が50,000万円をこえる場合 1,000分の10</p>	<p>が当該施設の工事等の施工に附随して要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p> <p>8 「事務費」とは、補助事業者において当該補助事業の施工のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費の合計額をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び当該地方公共団体の経常的職員に対する給料、職員手当は含まないものとする。</p>
-----	--	--	---

			<p>等に要する費用をいう。</p> <p>なお、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。また、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p> <p>現場管理費 現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。</p> <p>一般管理費 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p> <p>一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p> <p>2 附帯工事費</p> <p>3 用地費及び補償費</p> <p>用地取得費 用地使用費 補償費</p> <p>附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。</p> <p>用地費及び補償費については、</p>	<p>「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。</p> <p>「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。</p> <p>「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。</p> <p>「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得又は貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工</p>
--	--	--	---	--

4 調査費		<p>適正な実支出額とする。</p> <p>調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。</p>	<p>するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。</p> <p>「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。</p>
5 機械器具費		<p>機械器具費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。</p> <p>なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。</p>
6 営繕費		<p>営繕費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。</p>

事務費	7 工事雑費		<p>工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に1.5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。</p> <p>事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 合計額が1,000万円以下の場合 1000分の45</p> <p>(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 1,000分の25</p>	<p>なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。</p> <p>「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。</p> <p>「事務費」とは、補助事業者が事業施工のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p>

			<p>(3) 合計額が3,000万円をこえ30,000万円以下の場合 1,000分の20</p> <p>(4) 合計額が30,000万円をこえ50,000万円以下の場合 1,000分の15</p> <p>(5) 合計額が50,000万円をこえる場合 1,000分の10</p>	
--	--	--	--	--

保健衛生施設等施設・設備整備事業

1 保健衛生施設等施設・設備整備事業

保健衛生施設等施設・設備整備事業（以下「事業」という。）とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化させるため、帰還・移住等環境整備事業計画に基づき行われる保健衛生施設等の施設及び設備を整備する事業とする。

2 交付の対象

昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「保健衛生施設等交付要綱」という。）の3に定める事業を交付の対象とする。

ただし、(1)、(2)、(25の2)及び(26の2)の事業を除く。

3 交付の対象外費用

保健衛生施設等交付要綱の4に定める費用については、交付の対象としないものとする。

4 交付額の算定方法

交付額は保健衛生施設等交付要綱の5に基づき算定するものとする。なお、補助率は、保健衛生施設等交付要綱の規定にかかわらず、2分の1とする。

5 交付の条件

事業を実施する場合には、保健衛生施設等交付要綱の7(1)、(2)、(11)及び(13)の条件が付されるものとする。

6 交付申請

交付申請にあたっては、保健衛生施設等交付要綱の別紙様式4の3及び4に定める書類を提出するものとする。

7 実績報告

実績報告にあたっては、保健衛生施設等交付要綱の別紙様式5の2、3及び4に定める書類を提出するものとする。

被災者生活支援事業

1 目的

実施要綱第3に規定する避難指示・解除区域市町村等（以下、「市町村」という。）において、市町村に居住する高齢者、障害者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進を図ることを目的とする。

2 被災者生活支援事業の内容

(1) 専門職種による相談・生活支援

ア 事業内容

要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施する。

イ 事業の対象者

高齢者、障害者（児）等の援護を要する者等

ウ 取組例

- ・ 要介護高齢者、障害者（児）等に対する介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 障害者（児）に対する精神保健福祉士、職業指導員、児童指導員及び手話通訳者等の専門職種の者による生活支援情報の収集や情報支援
- ・ 特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士、社会福祉士等の専門職種の者による相談・援助
 - ・ 民間賃貸住宅等を借上げて供与している高齢者世帯等への訪問相談援助活動
- ・ 高齢者等の健康、生きがいづくりや社会参加を支援する事業
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者等による支援に資する事業

エ 留意事項

- a 次に該当する場合には、本事業の対象とはならない。
 - ・ 災害救助費、介護報酬、自立支援給付又は診療報酬等の公的給付を受けてサービス提供を行う場合の公的給付の対象となる費用
- b 福島県又は市町村からの要請を受けて市町村で活動する専門職種の人件費、

旅費、宿泊費及びその他の事業費について、本事業の対象となること。ただし、この場合には、派遣を要請した福島県又は市町村と派遣を受ける自治体との間で交わされた派遣に係る合意が文書により確認出来るものにより本事業の対象として認められるものであること。

(2) 介護・福祉サービス等の拠点づくり

ア 事業内容

要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、総合相談、デイサービス、訪問サービス、生活支援サービス等を包括的に提供するサービス拠点を設置する。

イ 事業の対象者

高齢者、障害者（児）等の援護を要する者等

ウ サポート拠点の機能

介護等のサポート拠点の機能は以下の通りである。

なお、サポート拠点の機能は、地域の実情に応じて、様々に組み合わせて行うことが可能である。

i 総合相談（LSA（生活援助員）、心のケア等）

（参考）LSAの行うサービスの内容

- ・ 生活指導・相談
- ・ 安否の確認
- ・ 一時的な家事援助
- ・ 緊急時の対応
- ・ 関係機関等との連絡
- ・ その他日常生活上必要な援助

ii デイサービス

iii 訪問サービス（訪問介護、訪問看護等）

iv 地域交流サロン

v 配食サービス

vi 被災地域におけるボランティア活動の拠点

vii 生活不活発病の予防のための活動や健康相談

viii その他要介護高齢者・障害者（児）・子育て支援等の安心した生活の支援に資する機能

エ 留意事項

- a 介護等のサポート拠点の設置は、市町村の集会所等を活用するほか、既存住宅を改修し相談室やデイサービス等を付帯施設として設置、新たに仮施設等の簡易に設置・取り壊しが可能な建物を設置、近隣の賃貸スペースを活用等、地域の実情を踏まえた設置手法が認められること。

なお、新たに仮施設等を設置する場合において、簡易に設置・取り壊しが可能な建物以外の建物の設置は認めない。

- b 介護・福祉サービスの拠点は、市町村に居住を始める時期において一時的に整備する施設であるが、当然のことながら、この間、利用者の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分に考慮し、運営に著しい支障が生じないよう配慮すること。
- c 介護等のサポートの拠点の設置にあたっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。なお、当該拠点について、建築基準法第85条第2項に定める「公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」としての同項の適用の可否については、あらかじめ特定行政庁と協議しておくことが望ましい。
- d ii 及びiiiの機能は、介護保険法に基づく指定事業所として運営する又は一般の福祉事業として運営する場合とが想定されること。このうち、介護保険法に基づく指定事業所として運営する場合には、介護報酬の対象となる費用については本事業の対象とならない。

また、介護保険法に基づく指定事業所として整備する場合には、関係法令を遵守すること。

- e 医師または歯科医師による診療機能（診療所）との連携を図るため、介護等のサポート拠点の設置にあたっては、診療所の設置場所等を考慮することが望ましいこと。
- f 介護等のサポート拠点の運営にあたっては、地域包括ケアシステムの構築も念頭に置いて、地域、行政、医療・介護事業者、企業等の関係機関による連携を図るためネットワークの構築に努めること。また、地域住民相互の支え合いによる生活支援体制の構築を支援するため、自治会や自立した高齢者等が活動する拠点として提供することや、組織化を支援すること等に取り組むことが望ましいこと。

(3) その他、特に市町村の高齢者等の生活の復興に資すると認められる事業

3 被災者生活支援事業の実施

(1) 被災者生活支援事業の実施主体

被災者生活支援事業の実施主体は、福島県等（実施要綱第3に規定する「福島県又は避難指示・解除区域市町村等」をいう。以下同じ。）とする。

また、福島県等は、福島県等の知事等が適当と認める団体への委託、補助又は助成により事業を実施することが出来るものとする。

(2) 被災者生活支援事業の対象除外

次に掲げる事業は、本事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 福島県等が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

エ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(3) 市町村又は地方公共団体の組合（以下、「市町村等」という。）が行う被災者生活支援事業に係る補助金の交付申請等

ア 市町村等は、被災者生活支援事業を実施しようとする場合は、福島県等の知事等が定める様式により、被災者生活支援事業に係る補助金の交付申請を福島県等の知事等に提出しなければならない。

イ 福島県等は、市町村等から被災者生活支援事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該市町村等に対し補助金の交付を行うものとする。

ウ 福島県等は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村等に対し補助金を交付するものとする。

(4) 被災者生活支援事業の中止

ア 福島県等は、被災者生活支援事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村等は、被災者生活支援事業を中止し、又は廃止する場合には、福島県等の知事等に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業実施状況報告

市町村等は、福島県等の知事等が定める様式により、被災者生活支援事業の事業実施状況報告を福島県等に提出しなければならない。

4 被災者生活支援事業を実施する場合の助成の条件

(1) 福島県等が被災者生活支援事業を実施する場合

ア 助成対象事業（2に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 被災者生活支援事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この被災者生活支援事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合に

は、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 被災者生活支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については、被災者生活支援事業の完了後においても善良の管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 被災者生活支援事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを被災者生活支援事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

カ 被災者生活支援事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 福島県等が市町村等が行う被災者生活支援事業に対して助成する場合

ア 被災者生活支援事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、福島県等の知事等の承認を受けなければならない。

イ 被災者生活支援事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、福島県等の知事等の承認を受けなければならない。

ウ 被災者生活支援事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

エ 被災者生活支援事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに被災者生活支援事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、福島県等の知事等の承認を受けずに、この被災者生活支援事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない

オ 福島県等の知事等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を福島県等に納付させることがある。

カ 被災者生活支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については、被災者生活支援事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 被災者生活支援事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ク 被災者生活支援事業を行う者がアからキにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を取り消し、福島県等に納付させることがある。

- (3) (2) のオにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (4) (2) のクにより付した条件に基づき市町村等から補助金の全部又は一部を納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 被災者生活支援事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

5 補助基準額及び算定方法

- (1) 被災者生活支援事業の補助基準額及び対象経費は別添に定めるところによるものとする。
- (2) 被災者生活支援事業の補助額は、次により算出する。
 - なお、別添の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - ① 事業を締結する単位ごとに、別添の第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② 別添に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。
 - ③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額を助成額とする。

6 その他

- (1) 福島県等は市町村、関係団体、社会福祉法人等に被災者生活支援事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。
- (2) 福島県等は、被災者生活支援事業の実施にあたっては、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、管内の地域住民、高齢者や障害者その家族等当事者の意見を代表する者、医療関係者、介護・福祉事業関係者、行政担当者等を構成員とする協議会を設置する等により、地域の実情を踏まえた取組みとなるよう努めること。

被災者生活支援事業に係る補助基準額及び対象経費

1 区分	2 基準額	3 対象経費
2(1)の事業	福島県等の知事等が認めた額	2(1)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費
2(2)の事業	福島県等の知事等が認めた額	2(2)の事業の実施に必要な費用として、次に定めるもの (新規の仮設施設の整備) 仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 (既存の仮設施設の改修による整備) 既存建物を借り上げてサポート拠点に必要な設備整備及び改修整備に係る費用 (賃貸物件によるサポート拠点の整備) 既存建物を借り上げてサポート拠点を設置し、事業を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料(敷金は除く。)、設備整備及び改修整備等に係る費用 (サポート拠点の運営) サポート拠点の運営に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
2(3)の事業	福島県等の知事等が認めた額	2(3)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業

1 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業とは、実施要綱第4の2に規定する地域において、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、別添に定める都市型軽費老人ホーム等の先進的な介護基盤について、国から交付された交付金を財源の全部又は一部として充てて市町村が整備する事業及び、民間事業者が整備する事業に対して国から交付された交付金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

2 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の実施

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の実施主体

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の実施主体は、市町村とする。

(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の対象除外

次に掲げる事業は、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

3 交付額の算定方法

次により算出するものとする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別添の第1欄に定める事業ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(別添)

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の交付基準単価

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
緊急ショートステイの整備事業	1,000千円	整備床数	<p>再生加速化事業計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
都市型軽費老人ホーム整備事業	1,500千円	整備床数	
施設内保育施設整備事業	10,000千円の範囲内で大臣が認めた額	施設数	
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で大臣が認めた額	施設数	
小規模な養護老人ホーム整備事業	2,000千円	整備床数	
地域支え合いセンター整備事業	30,000千円 改修の場合は、 6,500千円	施設数	

地域介護・福祉空間整備推進事業

1 地域介護・福祉空間整備推進事業

地域介護・福祉空間整備推進事業とは、実施要綱第4の2に規定する地域において、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、別添に定める都市型軽費老人ホーム等の先進的な介護基盤について、国から交付された交付金を財源の全部又は一部として充てて市町村が整備する事業及び、民間事業者が整備する事業に対して国から交付された交付金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

2 地域介護・福祉空間整備推進事業の実施

(1) 地域介護・福祉空間整備推進事業の実施主体

地域介護・福祉空間整備推進事業の実施主体は、市町村とする。

(2) 地域介護・福祉空間整備推進事業の対象除外

次に掲げる事業は、地域介護・福祉空間整備推進事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

3 交付額の算定方法

次により算出するものとする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別添の第1欄に定める事業ごとに、第2欄に定める配分基礎単価と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(別添)

地域介護・福祉空間整備推進事業の交付基準単価

1 区分	2 配分基礎単価	3 対象経費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業	10,000千円	再生加速化事業計画に基づく第1欄の事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円	
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円	
複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	3,000千円	
訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	3,000千円	
都市型軽費老人ホーム及び小規模な養護老人ホームの開設のために必要な事業	300千円(※)	
介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	150千円(※)	
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円	

(※)については、1床当たりの単価。

社会福祉施設等施設整備事業

1 社会福祉施設等施設整備事業

社会福祉施設等施設整備事業（以下「事業」という。）とは、国から福島県に対し交付された交付金を財源の全部又は一部として実施される、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）等に規定する施設（以下「社会福祉施設等」という。）の基盤整備を推進する事業をいう。

2 事業の内容等

(1) 事業内容

実施要綱第4の3に基づき提出された帰還・移住等環境整備事業計画に基づき、社会福祉法人等（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第2の4③欄に規定する設置者をいう。以下同じ。）が社会福祉施設等を整備する際の費用の一部について補助するもの。

(2) 整備対象施設

交付要綱の第2の2に定める社会福祉施設等とする。

(3) 対象整備区分

交付要綱の第2の3に定める各対象施設における整備区分とする。

(4) 交付の対象

交付要綱の第2の4に定める補助事業を交付の対象とする。

(5) 補助対象外費用

交付要綱の第2の5に定める費用とする。

3 交付額の算定方法

交付要綱の第2の6に準じて算定するものとする。

4 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発第0417001号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省と事前に相談すること。

5 その他

福島県は、関係団体及び社会福祉法人等に本事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

介護基盤復興まちづくり整備事業

1 介護基盤復興まちづくり整備事業

介護基盤復興まちづくり整備事業とは、実施要綱第4の2に規定する地域において、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制づくりを行うため、別添に定める拠点整備事業に対して、国から交付された交付金を財源の全部又は一部として充てて市町村が整備する事業及び、民間事業者が整備する事業に対して国から交付された交付金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

2 介護基盤復興まちづくり整備事業の実施

(1) 介護基盤復興まちづくり整備事業の実施主体

介護基盤復興まちづくり整備事業の実施主体は、市町村とする。

(2) 介護基盤復興まちづくり整備事業の対象除外

次に掲げる事業は、介護基盤復興まちづくり整備事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

3 交付額の算定方法

別添の第1欄に定める拠点ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(別添)

介護基盤復興まちづくり整備事業の交付基準単価

1 区分	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費
在宅サービス等を行う拠点等	30,000千円	計画数	<p>再生加速化事業計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3の(3)のアからカに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

介護基盤の緊急整備特別対策事業

1 介護基盤の緊急整備特別対策事業

介護基盤の緊急整備特別対策事業とは、実施要綱第4の2に規定する地域において、住民にとって身近な日常生活圏域を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、別添に定める施設等について、国から交付された交付金を財源の全部又は一部として充てて市町村が整備する事業及び、民間事業者が整備する事業に対して国から交付された交付金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

2 介護基盤の緊急整備特別対策事業の実施

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業の実施主体

介護基盤の緊急整備特別対策事業の実施主体は、市町村とする。

(2) 介護基盤の緊急整備特別対策事業の対象除外

次に掲げる事業は、介護基盤の緊急整備特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

3 交付額の算定方法

次により算出するものとする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別添の第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(別添)

介護基盤の緊急整備特別対策事業の交付基準単価

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービスの拠点			再生加速化事業計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模多機能型居宅介護事業所	30,000千円	施設数	
・特別養護老人ホーム	4,000千円	整備床数	
・ケアハウス	4,000千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	30,000千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円	施設数	
・夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,000千円	施設数	
・複合型サービス事業所	20,000千円	施設数	
老人保健施設	50,000千円	施設数	
介護予防拠点	7,500千円	施設数	
地域包括支援センター	1,000千円	施設数	
生活支援ハウス	30,000千円	施設数	

注) 本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設（定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当しない小規模多機能型居宅介護事業所等）を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。

定期借地権利用による整備促進特別対策事業

1 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

定期借地権利用による整備促進特別対策事業とは、実施要綱第4の2に規定する地域において、施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について、国から交付された交付金を財源の全部又は一部として福島県又は市町村が民間事業者に補助する事業をいう。

2 定期借地権利用による整備促進特別対策事業の実施

(1) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業の実施主体

定期借地権利用による整備促進特別対策事業の実施主体は、福島県又は市町村とする。

(2) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業の対象除外

次に掲げる場合は、対象としない。

ア 保証金として授受される一時金である場合

イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合

ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合

エ 他の国庫負担（補助）制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

3 交付額の算定方法

次により算出するものとする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別添の第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める交付基準により算定した額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(別添)

定期借地権利用による整備促進特別対策事業の交付基準単価

1 区分	2 交付基準	3 対象経費	4 補助率
1 福島県補助対象事業 <ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム・老人保健施設・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)・養護老人ホーム	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	再生加速化事業計画に基づく定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)。	1/2
2 市町村補助対象事業 <ul style="list-style-type: none">・小規模特別養護老人ホーム・小規模老人保健施設・小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所			

施設開設準備経費助成特別対策事業

1 施設開設準備経費助成特別対策事業

施設開設準備経費助成特別対策事業とは、実施要綱第4の2に規定する地域において、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、特別養護老人ホーム等を設置する民間事業者に対し、当該施設等の開設準備に必要な職員訓練期間中の雇上げや、地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等について、福島県が補助する事業、及び国から交付された交付金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業、並びに福島県が設置する施設等の開設準備に要する経費に国から交付された交付金を財源の全部又は一部として充てる事業、及び市町村が設置した特別養護老人ホーム等の施設等の開設準備に要する経費に国が交付金を交付する事業をいう。

2 施設開設準備経費助成特別対策事業の実施

(1) 施設開設準備経費助成特別対策事業の実施主体

施設開設準備経費助成特別対策事業の実施主体は、福島県又は市町村とする。

(2) 施設開設準備経費助成特別対策事業の対象除外

次に掲げる場合は、対象としない。

ア 平成24年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業である場合

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合

ウ 他の国庫負担（補助）制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

3 交付額の算定方法

次により算出するものとする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別添の第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(別添)

施設開設準備経費助成特別対策事業の交付基準単価

1 区分	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費
<p>1 福島県実施事業及び市町村実施事業</p> <p>(1) 広域型施設</p> <ul style="list-style-type: none">・定員30人以上の次の施設特別養護老人ホーム老人保健施設ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） <p>・養護老人ホーム</p> <p>(2) 小規模福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none">・定員29人以下の次の施設小規模特別養護老人ホーム小規模老人保健施設小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） <p>・認知症高齢者グループホーム</p> <p>・小規模多機能型居宅介護事業所</p>	800千円	定員数 （※小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。）	再生加速化事業計画に基づく特別養護老人ホーム等の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
2 福島県補助対象事業			
1 (1) の施設			
3 市町村補助対象事業			
1 (2) の施設			

